

埼玉県危機・災害等専門家会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉版FEMA等を効果的に推進し、また、本県で未知の危機・災害事案が発生した場合に、実情に合った対策を検討するため、県内外の専門家からなる「埼玉県危機・災害等専門家会議」（以下、「専門家会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 専門家会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 埼玉版FEMAの図上訓練に関する事
- (2) 埼玉版FEMAのシナリオに関する事
- (3) その他、専門性を必要とする危機・災害事案に関する事

(構成)

第3条 専門家会議は、自然科学、河川土木、地質学、医学、災害対策、危機管理等に係る専門的知識を有する委員で構成し、委員は危機管理防災部長が選任する。

- 2 座長は危機管理防災部長とする。
- 3 座長が必要と認めるときは、事案に応じた委員を追加することができる。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は座長が必要に応じて招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

(事務局)

第5条 専門家会議の庶務は、危機管理防災部危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。